

## 令和4年度 第6回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月21日（金） 11時00分～11時50分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員  
公益代表 中村 玲子 藤本 真理 前田 茂樹 三好 正人 安井 広伸  
労働者代表 浅野 啓介 伊藤 久志 藤岡 充昭 葛山真由美 前田 良彦  
使用者代表 大西 宏弥 中村 和仁 別所 浩己 宮路 元美

### 4 議題

- (1) 三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定等について（答申）
- (2) その他

### 5 開 会

（賃金係）

只今から令和4年度第6回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。  
まず、出席委員の確認でございますが、本日は、使用者側の栗須委員から欠席のご連絡をいただいております。定足数15名の内、現在、14名の委員にご出席いただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たし、有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、これより議事に入りますが、議事進行は運営規程により会長に行ってくださいことになっておりますので、安井会長、よろしく願いいたします。

### 6 議 事

- (1) 三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定等について（答申）

（会 長）

委員の皆様には、本日もご多用の中を本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ここにきてコロナの感染者数が、また少しずつ増加の傾向にあるという感じでございます。津市では、先週3年ぶりに「津まつり」が開催されたとか、鈴鹿市にお

いては、「F1」が開催されて岸田総理まで来られたというような話でございます。このように人が動けば感染者も増えるのかなという感じはいたします。

やはり、経済の事を考えると、経済の方も動かしていかなければならないというバランス感覚の中での状況かなと思っております。

その中で、経済面を見ていきますと、非常に急激な円安、150円を突破したということでもございますし、今日のニュース速報では、消費者物価が3%を超えたと、30年を超える久しぶりの状況が今どんどん続いているという状況でございます。労働者と使用者の皆様には、非常に厳しい状況が続いていることは、十分想像されております。その中で、先日来、特定（産業別）最低賃金の専門部会を開催させていただきまして、非常に熱心な議論をしていただきました。本審の委員の皆様にも多数ご参加いただいておりますが、改めまして専門部会にご参加いただきました委員の皆様方に、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それを受けまして本日は、その結果の答申を出すという非常に重要な審議会でございますので委員の皆様には最後まで熱心なご審議をよろしくお願いいたします。

では、只今より令和4年度第6回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、資料が配布されておりますので、事務局の方から、順次資料の説明をお願いしたいと思います。

(室長)

お手元の方に資料をお配りさせていただいておりますので、説明をさせていただきます。

先ず、資料でございますが、昨年度と今年度の最低賃金審議の経過の一覧を入れさせていただいております。ご覧いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

上の方に三重県の地域別最低賃金、その下に3業種の特定（産業別）最低賃金の経過を上げさせていただいております。

経過は、申出書受理日、必要性の諮問日、金額改正の諮問日、本年度の各専門部会の開催日、専門部会の結審日・報告日、本審答申日というように順に並べさせていただきます。

次に、2ページ以降に各専門部会の報告書の写しを付けさせていただいております。よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、議題(1)の「三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定等について」の審議の進め方でございますが、先ず、各専門部会における金額改正の審議経過等

を簡単に部会長からご報告していただき、その後、個別に審議し結論を出していく  
というような形で進めたいと思いますが、それでご異議ございませんでしょうか。

— 「はい」の声 —

(会 長)

それでは、特にご異議がないようですので、そのような形で進めさせていただきます。

### 【① 電線・ケーブル製造業】

(会 長)

電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会の審議経過等について中村部会長からご報告をお願いします。

(中村部会長)

それでは、電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等についてご報告させていただきます。

9月14日の合同部会の後、10月5日、7日、13日と計4回の専門部会を開催し、熱心に金額検討をしていただいた結果、労使双方合意には至らず、公益案を提示し、使用者側反対での結審となりましたが、賛成多数で28円アップの時間額970円となりましたことをご報告させていただきます。

(会 長)

ありがとうございました。

電線・ケーブル製造業最低賃金は、専門部会において、資料2ページ目の報告書のとおり、結審されております。

この報告書の内容について、ご意見・ご質問等はございませんか。

特に、ご意見・ご質問がないようでございますので、電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいかどうか、採決を取らせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(公益 4 名、労側 5 名、使側 0 名) 計 賛成 9 名

反対の方は挙手願います。

(労側 0 名、使側 4 名) 計 反対 4 名

採決の結果、賛成多数につき、この報告書の内容で答申をさせていただきたいと思っております。

### 【② 電気機械器具製造業】

(会 長)

電気機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等について三好部会長から報告をお願いします。

(三好部会長)

それでは、電気機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等についてご報告させていただきます。

9月14日の合同部会の後、10月4日、11日、13日と計4回の専門部会を開催し、熱心なご審議を尽くしていただきましたが、労使双方合意には至らず、公益案を提示し、労働者側反対での結審となりましたが、賛成多数で25円アップの時間額952円となりましたことをご報告させていただきます。

(会 長)

ありがとうございました。

電気機械器具製造業最低賃金は、専門部会において、資料4ページ目の報告書のとおり、結審されております。

この報告書の内容について、ご意見・ご質問等はございませんか。

特に、ご意見・ご質問がないようでございますので、電気機械器具製造業最低賃金専門部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいか、採決を取らせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(公益 4 名、労側 0 名、使側 4 名) 計 賛成 8 名

反対の方は挙手願います。

(労側 5 名、使側 0 名) 計 反対 5 名

採決の結果、賛成多数につき、この報告書の内容で答申をさせていただきたいと思っております。

### 【③ 輸送用機械器具製造業】

(会 長)

輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等について前田部会長から報告をお願いします。

(前田部会長)

それでは、輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等についてご報告させていただきます。

9月14日の合同部会の後、10月5日、11日、14日と計4回の専門部会を開催し、熱心に金額検討をいただきました結果、全会一致で、25円アップの時間額987円となりましたことをご報告させていただきます。

(会 長)

ありがとうございました。

輸送用機械器具製造業最低賃金は、専門部会において、資料6ページ目の報告書のとおり、結審されております。

この報告書の内容について、ご意見・ご質問等はございませんか。

特に、ご意見・ご質問がないようでございますので、輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいか、採決を取らせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(公益 4 名、労側 5 名、使側 4 名) 計 賛成 13 名

全員賛成でございます。

採決の結果、全会一致につき、この報告書の内容で答申をさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

それでは、各部会の報告書は、これで全て出そろいましたので、事務局の方で答申文(案)の用意をお願いします。

(賃金係)

はい、承知しました。ご用意してまいりますので、しばらくお待ち下さい。

(賃金係、4階賃金室に作成に上がる)

— 3業種に係る答申文(案)を会長に届ける —

— 3業種に係る答申文(案)各委員に配布 —

(会 長)

只今、3業種の特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る答申文(案)を作成していただき、皆様のところへ配布をさせていただきました。

これらについて、一括して決定することにしたいと思っておりますので、事務局の方でよろしくお願ひいたします。

(賃金係)

今回の答申文(案)につきましては、全部で3業種に係る答申文(案)をお配りさせていただきました。

読み上げは時間の都合により、電線・ケーブル製造業のみにさせていただきますと思います。

— 賃金係、「答申文（案）」を朗読 —

(会 長)

ありがとうございました。

只今、事務局の読み上げは、電線・ケーブル製造業に限らせていただきましたが、同じような内容があと2業種続いております。

それぞれご確認をいただきまして、この3業種の答申についてご意見・ご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見もないようですので、答申文（案）のとおり答申をさせていただきますことをご異議ございませんでしょうか。

— 「異議なし」の声あり —

(会 長)

異議なしとのご発言をいただきました。

皆さまの賛同が得られましたので、この答申文（案）の内容のとおり決定させていただきますと思います。

それでは、（案）を取り、局長の方に答申させていただきます。

— 3業種に係る答申文（正本）を事務局から会長に届ける —

— 会長から局長に答申文を手交 —

(会 長)

只今、局長の方に答申文をお渡しさせていただきました。

では、ここで局長からお言葉をいただきたいと思います。

局長よろしく申し上げます。

(局 長)

本日もお忙しい中、本年度第6回目の三重地方最低賃金審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

先般、3業種の特定（産業別）最低金額改正に係る答申をいただきました。

8月5日に金額改正の諮問をさせていただき、その後、業種別の専門部会において、慎重にご審議を重ねていただいたと伺っております。

厳しい経済情勢の中、各委員の皆様がそれぞれのお立場でご苦勞された結果であると考えております。

安井会長をはじめ公労使委員の皆様には大変ご尽力を賜りまして、誠にありがとうございました。改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。

我々事務局といたしましては、所要の事務手続き等を経て、12月21日からの効力発生に向けて処理を進めてまいりたいと考えております。

今後は、周知・啓発に取り組み、円滑な履行確保に努めてまいりたいと思っております。

本日は、誠にありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

では、労使のそれぞれの代表からご意見をいただければと思います  
まず最初に、使用者側委員の方から如何でしょうか。

(中村和仁委員)

使用者代表として、発言のほうさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、決定しましたので、本当に真剣に議論を重ねて三者それぞれこのような結論になりました。ありがとうございました。

本来、特定（産業別）最低賃金におきましては、労使のイニシアティブで進めていくというのが前提であると考えております。

今回、私のほうで聞いている中で、3つの専門部会で、今年議論をさせていただきました。その専門部会の中で、8月の本審のところでも言わせていただいたのですが、今回の特定（産業別）最低賃金においても公益の一部の委員の先生が、公益らしからぬ発言を行っているということにおきましては、非常に使用者側としては、遺憾に感じるというふうに思っております。

また、深く個別に当然議論はさせていただいておりますので、当然その中には、事務局さんも入っておるにもかかわらず、事務局さんもその発言を容認しているような部分につきましては、如何なものかと非常に感じるころであります。この辺は本省にも、三重局はこのような対応をしているというような部分を報告していただかなければならないと思っております。再三申し上げますけれど、公益の方は、公正公平に中立の立場に立っていただいて、議論を進めていく立場にありますので、その辺を十分に認識していただいて、今後取り組んでいただきたい。

また、各専門部会において、先ほど部会長の方から結果報告を頂いておりますけれど、当然各部会において部会長、副部会長を選任いただいております。本来、その部会長、副部会長のリーダーシップの基に議論を進めていくところではございますが、一部の部会においては、部会長、副部会長の役割がほとんど機能していないというようなところも見受けられます。これは本当に大変な議論をやっておりますので、ちゃんと着地ができるような部会長、副部会長の選任も改めてしていただく必要があるのかと感じております。

いずれにしても、このような公益の対応、事務局の対応があるとすると、今後申し訳ないのですけれども、次年度以降、このテーブルに我々使用者側が乗ること自体も、如何なものかと思っておりますので、この辺も含めて十分に対応の方をお願いしたいと思っております。

先程、安井会長から物価が非常に引き上がっているとの発言がありました。これは当然、個人もそうですけれども、企業はそれ以上に厳しい状況でありますので、地賃でもそうですけれども、特定（産業別）最低賃金でも影響を受ける。特に中小企業・小規模事業者に対して、国にも再三申し上げるのですけれども、手厚い施策・支援をやっていくことが重要と思っておりますので、その辺をひとつよろしくをお願いしたいと思います。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

では、引き続き労働者側委員の方は如何でしょうか。

(藤岡委員)

労働者側の藤岡でございます。よろしく申し上げます。

私の方から、労働者側から申し上げたいと思えます。

先ほどからもありましたが、地賃に引き続きまして特定（産業別）最低賃金の審議にあたりまして、公益又は使用者側そして我々労働者側そして労働局の皆様、熱心な議論、進行をしていただきましてありがとうございました。お礼を申し上げます。

私は、本審委員ではありますけれども、特定（産業別）最低賃金賃の専門部会委員ではありませんので、もしこの後、労働者側の専門部会委員の意見があれば、それもまたお許しをいただければと思っております。

今回3業種において審議がされました。それぞれの立場で、先程もありました物価高等々のことも加味をしながらの議論だったとは思えます。白丸が1つありましたが、全ての業種において全会一致にならなかったこと、これは非常に残念なことだというふうに思っています。

そもそもまず今回の特定（産業別）最低賃金の審議においては、まず改正の必要性の審議、これから議論となりました。1回目の小委員会では歩み寄りはないという状態でした。特にガラス・同製品製造業、昨年までは審議があったのですが、これについては、3回の小委員会を開催していただきましたけれども、今年地賃が2年連続で昨年の特賃を上回るという理由で、必要なしと主張されました。全会一致が原則でありましたので、全会一致とならず、審議の必要性なしとなってしまいました。労働者側としては、納得いっておりませんし、非常に残念なことだと思っております。



2022年今年2月28日に6業種の意向表明をさせていただいております。4業種については、申出をさせていただきました。その際、当該労使のイニシアティブは取れているものと考えております。それを、ガラス・同製品製造業については、審議会のみで可否を判断していいのかと労働者側は考えます。我々は、その考えをもちまして直ぐに全てのガラス・同製品製造業の労働組合を訪問させていただきました。そして、現状の報告説明をさせていただいて、改めて労働組合のほうから改正審議の必要性があることを改めて確認させていただいております。その当該労働組合ですが、全てがその会社であったり事業者、その代表者、最高責任者です。そこに確認をして、労働組合と使用者側の連名で改正の審議をするようお願いする要望書を出させていただいております。労働者側は、当該労使から出されたこの要望書は、現場の意見・声、これを聞き作成され提出をされたものとして非常に重要なものだと思っております。

使用者側は、必要性なしにすることを当該使用者に確認を取ってあったのでしょうか。特定（産業別）最低賃金は、当該労使のイニシアティブにより審議をすることだと考えておりますけれども、当該労使が意向表明、申出をした。当該労使が望んでいる審議をしないということは、やはりしっかりとした理由、そしてその説明の責任があると我々は思っております。

第3回の小委員会の中で、審議会において明確な理由を求めさせていただきました。今年度の地賃が現在の特定（産業別）最低賃金を上回るというもので、そういう説明でしたので、具体的なものとして納得できる説明では無かったと我々は感じております。

現に今年度の答申の金額、先程ありましたけれども、見させていただいても分かるように、電線ケーブル製造業 970 円、電気機械器具製造業 952 円、輸送用機械器具製造業 987 円と今年度の最低賃金 933 円を全て上回っております。ガラス・同製品製造業、審議がなされればこれも上回ったと確信をさせていただいております。一体どこが埋没ということなのか我々としては理解ができない状況にあります。

本年度の特定（産業別）最低賃金は、本日答申が出されましたが、来年度の審議におきまして申出があった業種については、審議の必要性は有りとし、本審委員が全員納得のできる理由がない限り、当該労使での協議を強く求めていきたいと思っております。是非、公益の委員の皆さん、そして労働局の皆さん、また、使用者側の委員の皆さん含めて一緒にお考えいただければ非常に幸いです。

どうぞよろしく願いをいたします。以上です。

(会長)

他、専門部会の代表の方からご意見があるということですが。

(浅野委員)

すみません。お疲れ様です。

特定（産業別）最低賃金とこの審議と大変お疲れ様でした。

私は、電気機械器具製造業で、特定（産業別）最低賃金の審議に入らせていただきました。その審議の中で、来年以降の審議の必要性の有無のところはかなり時間を使ったなという印象であります。

使用者側に来年以降の必要性の有無のところに関して考え方等々表明をして下さいとお願いをさせていただいたのですけれども、特定（産業別）最低賃金の場合には、金額を審議する場であるのでこの場での表明はできないというお答でした。しかるべき会議の場では表明をさせていただきますというふうに回答をもらっております。本日のこの会議の場がまさにその場であると思っておりますので、来年以降の電気機械器具製造業のところの思いというものをお聞かせいただきたい。必要性のところの思いをお聞かせいただきたいと思っております。その審議の場には大西委員さんに出ていただいておりますので、できれば大西委員さんのほうから発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

（大西委員）

よろしいですか。

（会長）

はい、大西委員。

（大西委員）

先程言っていただきましたけれども、しかるべき場所でというのは、ここの審議会の場で発言をするというのは何も話をしてないです。別途議論をする場所で話をすれば良い話で、ここの委員会の場で発言をするという発言は、こちらのほうでしておりません。従って、しかるべき場所で、これからどういう議論をしていくかを考えていただいたら良いと私は思います。

（浅野委員）

はい、わかりました。それでは、またしかるべき場の設定になると思っておりますので、その場ではしっかりと発言をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

もう一点よろしいでしょうか。前回第5回の審議会の中でお願いをさせていただきましたガラス・同製品製造業のところの会社側が要望書を出したということに関して、その重みの話もさせていただきました。その要望書に対する使用者側委員から要望書を出した会社側への説明なり、会社側からの反応というものをお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

（中村和仁委員）

今おっしゃっていただいた部分につきまして、これは申し訳ないのですが、我々使用者側委員が説明すべきものではなく、この会の会長から本来であれば説明すべきものであると思われまますので、ということが回答でございます。

（浅野委員）

使用者側委員として。

(中村和仁委員)

説明に行くというのは、これはこの会の意味がないので、会を束ねている会長が、本来もしそういう要望があればしていただくべき役割ではないかと考えております。

(浅野委員)

会社側の思いに対して、反対を出されたのは使用者側委員だと思います。ですので、そこに関しては使用者側委員として説明する責任があると思います。

(中村和仁委員)

ただ、これについて我々は、一使用者側委員としてその説明に行くというのは如何なものかと思っておりますので、先程も申しました様に本来は会長が会を束ねていらっしゃるの、そちらのほうから説明をするべきものであるかと思っております。

(浅野委員)

それは、全く納得できないですし、会社側もそれを望んでいないと思っておりますので、使用者側委員としてそういう判断をしたというのは説明をするべきだと思います。

(中村和仁委員)

私どもとしては、そういう判断をしております。

(浅野委員)

そういうスタンスで、今後も対応をされるということですか。

(中村和仁委員)

そうでなければ、審議会という意味も無くなってまいります。

(浅野委員)

改めて、そういう判断をした考えを表明されたのですから、使用者側委員としてしっかりと会社側に説明をするということを改めて要望をさせていただきます。

(会 長)

よろしいですか。

ご要望として聞かせていただいて、また、二つ上げていただきましたけれども、今後の検討課題、対応という形で収めさせていただきたいと思っております。

それでは、改めまして私の方から一言挨拶をさせていただきます。

本当に厳しい状況の中で、労使それぞれ委員の皆様が熱心に時間を重ねてご審議をいただきました。その結果、1業種につきましては、労使それぞれが歩み寄りをしていただきまして全会一致となりました。これは来年にも繋がる大きな意味があったのではないかと考えております。

一方で残り2業種については、歩み寄りが例年以上に厳しく公益委員としても調整を尽くさせていただいたところですが、残念ながら合意点を見いだすことができませんでした。合意ができなかった理由の一つに、今年度は先程お話にもありまし

たが、小委員会でガラス・同製品製造業において改正の必要性なしとされたことがあろうかと思えます。

特定（産業別）最低賃金というのは、業界の労使のイニシアティブにより決まるものと、何度も申し上げさせていただいております。これは、十分労使の皆様にご理解をいただいているものだと思っております。法の義務として定められております三重県最低賃金とは異なりまして特定（産業別）最低賃金というのは、あくまで労使の申出に基づき決められるものである。言い換えれば、労使が信頼し合い双方協力し合って決めていくべきものというふうに考えております。その辺、先程の使用者側には少し更にご理解をしていただきたいなと思っております。

三重県におきます労使関係というのは、長年にわたりこの信頼関係を築き上げておられまして、成熟した労使関係、三重県らしさの基に築き上げてきたものでございます。しかしながら、今年度に関しましては、労使が十分この趣旨を全うできたかということ、そうは感じられなかったところがございます。例えば、先ほどの話にもありましたけれども、県の最低賃金を下回ればその後の特定（産業別）最低賃金の審議については、必要性がないという主張がありました。一定の理由はあるものの、制度の安定性、労使の信頼関係を損なう恐れがあるものというふうに感じております。こうしたこともありまして、今年度の歩み寄りが例年以上に厳しかったものと考えております。

ただし、こうした議論は、昨今の急激な最低賃金の引き上げの中で、誰しも初めて経験をするものでございます。今一度、特定（産業別）最低賃金がどのような意味があるのか、どのように議論を進めることが適当なのか、労使それぞれの共通の理解を深めていただく必要があるのではなかろうかというふうに考えております。

従いまして、今後につきましては、まず、事務局におかれましては、各関係者に時間をかけて丁寧な説明をしていただくよう強くお願いを申し上げたいと思えます。また、関係労使の皆様におきましては、双方にそれぞれの立場・主張・思いがあることは、十分理解をしておりますが、どうか予めしっかりと労使でコミュニケーションを取っていただき、審議会という公の場で信頼関係・協力関係を損なうようなことがないような議論を行っていただきたいというふうに思っております。公益委員としてひとこと付け加えさせていただきたいと思っております。

最後になりましたが、労使それぞれの部会を取りまとめていただきました三部会長におかれましては、非常に厳しい議論の中で大変ご苦勞をいただきました。誠にありがとうございました。また、専門部会にご参加いただきました委員の皆様には、改めて感謝を申し上げます。

以上、皆様方のご理解ご協力の下で、8月5日に諮問のあった3業種の答申をできたことに関しまして改めて感謝を申し上げます。

ありがとうございました。

ほか、公益委員の方、何かございますか。  
よろしいですか。

(2) その他

(会 長)

それでは、その他について事務局から何かございますか。

(室 長)

はい、この後、次回、第7回最低賃金審議会の日程等についてでございます。

先程、答申をいただきましたので、これを受け「特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る意見に関する公示」を法第15条第3項に基づき、本日から11月7日（月）までを公示期間として掲示させていただきます。

その結果、特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る答申に係る異議申出が提出された場合は、その申出について審議会に諮問を行い、意見を求めなければならないことになっておりますので、11月8日（火）の午前10時30分から異議審の開催を予定したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

従来、異議はないようですが、もしあった場合に備えて、最低限の定足数を満たす必要がありますので、委員の総数の3分の2以上、又は、公労使委員の各3分の1以上出席していただかないと異議審が成立しませんので、お忙しいとは存じますが、調整の方を何卒よろしくお願ひいたします。

異議申出が提出されなかった場合は、審議会を開く必要はございませんので、中止とさせていただきます、11月7日（月）の夕方頃、3時から5時くらいに、事務局より電話で連絡をさせていただきたいと思っておりますので、事務局から電話いたしますので、御対応いただけますようよろしくお願ひいたします。

異議審が中止となりますと、次回は、来年度の特定（産業別）最低賃金の申出の取扱いについて等を議題としまして、来年2月15日に最低賃金審議会の開催を予定しておりますので、日程調整の程、よろしくお願ひいたします。

(会 長)

以上をもちまして、本日予定をしておりました審議につきまして全て終了いたしました。

先程ご案内がありましたように、本日の答申に対して異議申し立てがあれば11月8日の10時半にもう一度皆様方にお集まりいただくこととなります。日程確保のほうよろしくお願ひいたします。

また、来年になってしまいますが、次の審議会が2月15日というご案内もいただきました。こちらにつきましても日程確保をよろしくお願ひいたします。

もし異議の申し立てがない場合は、本日が今年最後の審議会となってしまいます。この一年間色々ございましたが、労使が協力して三重県経済を支えていくというの

が一番必要だと思っておりますので、引き続き円満な労使関係を築いていただきますようよろしくお願いいたします。

我々の任期というのは、3月31日までですので、次回2月にまたお集まりいただきまして、最後まで熱心なご審議をいただきたいと思っております。

以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。貴重な時間どうもありがとうございました。

( 皆 )

ありがとうございました。

以上